

## 浦安市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託 要求水準書

### 1. 要求水準書の位置づけ

浦安市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は、本業務を遂行するにあたり、委託者が、受託者に求める業務の水準（以下、「要求水準」という。）であり、参加者の業務提案の前提条件や委託者としての仕様を記載したものである。

なお、委託者は受託者を選定する審査条件として、要求水準書を用いる。また、受託者は、本業務要求水準を達成できないことが確認された場合、別に定める委託契約書に基づき、対価の減額又は契約解除の措置がなされる。なお、要求水準書は本業務の基本的な内容について定めるものであり、本業務の目的達成のために必要な業務については、要求水準書に明記されていない事項であっても、受託者の責任において調査業務を遂行すること。

### 2. 業務委託の概要

#### （1）業務委託名称

浦安市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託（以下、本業務委託という。）

#### （2）業務対象

① 委託対象事業：浦安市江戸川左岸流域関連公共下水道事業

② 処理区：江戸川左岸流域下水道浦安処理区

③ 対象施設：

・汚水中継ポンプ場：2箇所

・マンホールポンプ場：2箇所

・汚水管路施設：約221km

### 3. 業務委託範囲

#### （1）基礎調査

PPP/PFI 手法選択に向けた準備として以下の基礎調査を行う。

① 下水道整備・維持管理状況の整理

基礎資料となる汚水処理整備構想、下水道全体計画、下水道事業計画、ストックマネジメント計画、下水道台帳、下水道経営戦略、その他業務遂行上必要となる図書を収集・整理する。

また、対象施設の維持管理状況等に関する情報を収集・整理する。

② 先進事例・類似事業の調査

PPP/PFI 手法を適用した下水道事業の先進事例、類似施設の動向及び事例等を調査し、調査結果を整理する。

### ③ 法制度・支援措置等の整理

当該事業に関連する法規制を抽出し、PPP/PFI 手法導入時の課題を整理する。また、補助制度等の支援措置の採択条件を整理し、適用可能性を検討する。

## (2) 現状分析・課題の洗い出し

### ① 現状分析

抽出された現状及び課題を基に事業環境、施設、組織・人員、財務等の観点から、下水道事業の現状について分析を行う。

### ② 課題洗い出し

現状分析結果及び現場の課題意識等を基に課題の洗い出しを行う。

## (3) 対応方策と業務分類の検討

### ① 対応策（案）の抽出

前項にて抽出した課題に対し、新技術の適用可能性や先進事例、類似事例を踏まえ、対応方針を検討する。

### ② 課題への対応方針整理

対応方針について、各課題の重要度、対応時期（短期、中期、長期）、対応方針及びその対応方針が PPP/PFI 手法によって対応可能かを定性的に検討し、整理する。

## (4) PPP/PFI 手法の比較検討

整理した具体的な対応策を実現可能な、PPP/PFI 手法選択に向けて、詳細検討を行う。

また、PPP/PFI 手法に含める業務、含めない業務についても整理する。

### ① 諸条件の整理、事業スキームの検討

前項で整理した課題と対応策案の中で PPP/PFI 手法にて実現可能と判断した項目について、具体的な対応策を検討する。さらに PPP/PFI 手法の候補を選定するとともに、各手法の組合せについても検討する。

PPP/PFI 手法について、対象業務、対象施設、事業期間、スキームを検討する。

### ② VFM の算定

対象業務、対象施設、事業期間等を詳細検討し、従来型の発注手法と比較して財政効果があるのかどうか簡易的に VFM を算出して確認する。対象とする業務を整理する際には、既存の事業計画や関連計画と調整を図る。VFM を検討する際には、従来の発注方式と PPP/PFI 手法にて発注された場合を比較し、VFM の観点から事業の効率性を確認する。

### ③ 対価の支払い方法とモニタリングの検討

事業開始後、契約書や要求水準書に示された業務内容が基準・条件に即して適正に

履行されているかを確認するモニタリング手法を検討する。また、対価の支払い方法についても検討する。

④事業継続が困難な場合の措置の検討

民間事業者が事業を継続することが困難となった場合の代替手段について検討する。

⑤リスク分担の検討

対象施設の過年度における故障履歴や修繕履歴、緊急時対応の実績を踏まえ、現場管理における事故、住民対応、物価変動等、想定されるリスクを洗い出し、整理する。また、想定されたリスクを個別に検討し、リスクの分担を明確化する。

(5) 民間事業者の意向調査（マーケットサウンディング）

民間事業者に対して、本事業の趣旨、対象施設、業務内容、リスク等の業務条件を提示し、本事業に対する関心や参入するうえでの条件等についてとりまとめる。この時、ヒアリング結果に応じて、業務条件を含めた事業スキームの修正を検討する。

また、地元企業の状況に配慮した民間事業者の選定方法（参画方法）についても検討を行うものとする。

マーケットサウンディングは、委託者と協議のうえヒアリング内容、実施時期等を設定する。調査により事業に対する民間の意見、提案事項等の結果を取りまとめる。

（実施に関する手続き（日程調整、会場手配、周知、参加者への連絡等）は委託者が行うものとする）以下に、想定する作業項目を列挙する。

- ・ MS 実施要領の作成
- ・ MS 説明資料の作成
- ・ MS の実施（MS 同席）
- ・ MS 結果の整理・分析

(6) PPP/PFI 手法の選定

①事業手法の選定

簡易的なVFMの他に定性的な事項や他都市の事例など、総合的に判断し、本市に適した事業手法の選定を行う。また、事業実施にあたっての課題の整理などを行う。

②実施スケジュール（案）作成

PPP/PFI 手法を適用する場合における民間事業者の選定手法や事業開始までに必要なプロセスを検討・整理し、事業開始までのスケジュール案を作成するとともに、公募に必要な書類等の名称や記載項目等を整理する。

(7) 庁内検討会に係る資料作成

検討を進めるにあたり、庁内の検討会等を開催する場合には、開催にあたっての説

明資料等の作成支援を行う。

(8) 報告書作成

報告書の取りまとめを行う。

(9) 照査

各検討項目における検討内容・方針等について、照査を実施し照査報告書を作成する。

(10) 打合せ協議

業務着手時、中間時（3回想定）、納品時に打合せ協議を行う。上記のほかに、必要に応じて打合せ協議を行うこと。

#### 4. 提出図書

提出部数は、次のとおりとする。

(1) 業務報告書

（イ）概要版 2 部

（ロ）報告書 2 部

(2) 打合せ議事録

(3) 電子データ CD-R または DVD-R 2 部

※電子データには、原稿データと共に、流出解析モデルデータかつこれを変換した csv ファイルもしくは shp ファイルを含む。

#### 5. 準拠すべき図書

(1) 下水道事業の手引（株式会社日本水道新聞社）

(2) 下水道計画の手引き（一般財団法人全国建設研修センター）

(3) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）

(4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）

(5) 下水道施設計画・設計指針と解説（公益財団法人日本下水道協会）

(6) 下水道維持管理指針（公益財団法人日本下水道協会）

(7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（公益財団法人日本下水道協会）

(8) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）

(9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）

(10) 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）

(11) バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（公益財団法人日本下水道協会）

- (12) 高度処理施設設計マニュアル（案）（公益財団法人日本下水道協会）
- (13) 下水道収支分析モデルの作成について（公益財団法人日本下水道協会）
- (14) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (15) PPP/PFI 推進アクションプラン（内閣府）
- (16) PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）
- (17) PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）
- (18) VFM (Value For Money) に関するガイドライン（内閣府）
- (19) 契約に関するガイドライン－PFI 事業契約における留意事項について－（内閣府）
- (20) モニタリングに関するガイドライン（内閣府）
- (21) 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）
- (22) ウォーターPPP 導入検討の進め方について（国土交通省）
- (23) 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省）
- (24) 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省）
- (25) 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省）
- (26) 下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (27) 下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン（国土交通省）
- (28) 浦安市汚水処理適正構想（浦安市都市整備部下水道課）
- (29) 浦安市江戸川左岸流域関連公共下水道事業計画（浦安市都市整備部下水道課）
- (30) 浦安市下水道総合地震対策計画（浦安市都市整備部下水道課）
- (31) 浦安市下水道ストックマネジメント計画（浦安市都市整備部下水道課）
- (32) 浦安市上下水道耐震化計画（下水道）（浦安市都市整備部下水道課）

※業務は上記に掲げる最新版図書を参考にして行うこととする。

- (33) 上記以外の参考図書  
必要に応じて、上記以外の参考図書を追加する場合、委託者と協議し、業務を行うこととする。

## 6. その他

- (1) 法令等の遵守  
受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 中立性の保持  
受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。
- (3) 秘密の保持  
受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### (4) 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

#### (5) 主任技術者及び担当技術者

- ① 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の知識経験を有する技術者を配置しなければならない。
- ② 受託者は、下水道事業の官民連携の手法別 VFM 検討、経営戦略の課題と対策整理等の専門的な知識、経験を有する技術者を配置しなければならない。
- ③ 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（上下水道）又は上下水道部門）又は RCCM（下水道）の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な協議に出席しなければならない。
- ④ 受託者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- ⑤ 主任技術者は、(6) (5)に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

#### (6) 照査技術者

- ① 受託者は、設計業務等における照査技術者を定め委託者に通知するものとする。
- ② 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（上下水道）又は上下水道部門）又は RCCM（下水道）を有する技術者とする。
- ③ 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- ④ 照査技術者は、設計図書に定める又は委託者の指示する業務の項目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- ⑤ 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ主任技術者に差し出すものとする。
- ⑥ 照査技術者は主任技術者を兼ねることはできない。

#### (7) 成果品の審査及び納品

- ① 受託者は、業務完了後に委託者の成果品審査を受けなければならない。
- ② 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- ③ 業務の審査に合格後、本要求水準書に指定された提出図書一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- ④ 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

(8) 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

(9) 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

(10) 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

(11) 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。